

運動時等におけるマスクの取扱いについて

令和 5 年 6 月 7 日

保護者のみなさまへ

大阪市立大正東中学校
校長 村瀬 香織

運動時等におけるマスクの取扱いについて（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、熱中症事故については、これまでも未然の防止に取り組んでおりますが、昨年も、全国で熱中症により多くの児童生徒が救急搬送される事案が発生しております。

教育活動等におけるマスクの着用につきましては、これまでも周知させていただいており、令和 5 年 4 月 1 日以降、マスクの着用を求めないことを基本としておりますが、様々な事情により、マスクの着用を希望する場合もあることから、次のとおり改めて教育委員会より通知がありました。

つきましては、保護者のみなさまにおかれましても、今後、更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることが見込まれることから、改めてマスクの取扱いにつきまして、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ・ 呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度等が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、**マスクを外す**こと。
- ・ 体育の授業等の際には、特に熱中症のリスクが高いと考えられることから、熱中症対策を最優先し、幼児児童生徒に対して**マスクを外すよう指導**すること。その際、**熱中症が命にかかわるおそれもあることを認識**したうえで、幼児児童生徒に対し、その危険性を適切に指導すること。
- ・ 教職員についても、熱中症リスクが高いと判断される場合には、**マスクを外す**こと。